

戦後沖縄における基地周辺の「歓楽街」 ——《泉町》と《辻新町》の成立をめぐる——

加藤 政洋*

I. はじめに

(1) 研究の目的

戦後の沖縄では、カフェー（バーやスナック、サロン）、おでん屋や小料理屋、さらには旅館といったサービス業の集積する繁華な地区——「歓楽街」——が、米軍基地の周辺を含めて各地に形成された。それらは「社交街」とも呼ばれ、那覇市の目抜き通りである国際通りに隣接した「桜坂」などは、その代表的な例である。

歴史的に見ると、社交街のなかには買売春の行なわれるところが含まれたほか、たとえば宜野湾市の「真栄原社交街」(新町)のように、近年にいたるまで「売春の実態が度々明らか」となる歓楽街も、少なからず存在したのである(『沖縄タイムス』2001年10月23日)¹⁾。本稿では、ところによってはそのように買売春の温床ともなった地区の形成過程を、米軍基地の建設期にまでさかのぼり、それらの成立当初の景観を復原しつつ、社会地理学的な検討をくわえてみたいとおもう。具体的には、那覇空港(米軍占領下の那覇飛行場)の近傍に開発された《辻新町》、ならびに軍道1号線(現・国道58号線)をはさんでキャンプキンザーの向かいに成立した《泉町》という、二つの社交街を取り上げる。

これまで筆者は、那覇市における社交街——《栄町》《辻町》《神里原》《桜

* 立命館大学文学部准教授

坂)など——の形成(加藤政洋『那覇』)、そして旧越來村(後のコザ市、現・沖縄市)における《八重島》と称される社交街の創出について論じてきた(同「ビジネスセンター構想と《八重島》」)。そのなかで明らかになったのは、1949年夏に起こった「歓楽街」の設置問題とその帰結をめぐっては、いまだきちんとした位置づけがなされておらず、基地周辺における歓楽街成立の契機が不問に付されているか、解釈に混乱が見られるということであった。筆者自身もこの点については数回にわたって論じてきたものの、いまだ議論を尽くしているとは言い難い。そこで本稿では、これまでの議論の繰り返しを厭うことなく、いま一度、1949年夏の出来事を整理し、その上で基地周辺における上記二カ所の歓楽街成立の事情を検討することとする。

ところで、後に社交街と称される街区ならびにそれらの営業形態を歴史的に検証するに際しては、注意を要すべきことがひとつある。それは、最初期の営業種目が「料理屋」ないし「料亭」で占められていたということだ。実際、先ほど例に挙げた(成立当初から「新町」と称されてきた)「真栄原社交街」における1966年の営業種目を見ると、そのほとんどが「料亭」で占められていた(宜野湾市商工会『宜野湾市商工名鑑 1966年版』)。つまり、売春街と目される歓楽街は、主として「料亭」から構成されていたことになる。この「料亭」なるものの存在を無視して、戦後沖縄の歓楽街を語ることはできないゆえ、まずは「料亭」の内実を検討することからはじめてみたい。

(2) 戦後沖縄の「料亭」

そもそも料亭とは何だろうか？ 結論から言えば、それは琉球政府の立法院が制定した「風俗営業取締法」によって営業を規制される「風俗営業」のひとつにはかならない。戦後沖縄における風俗営業取り締まりの経過を、警察本部は以下のように説明している。

終戦直後は、風俗営業といったものは皆無の状態であった。しかし、1949

年ごろから自由企業が許されるようになり、風俗をみだすおそれのある諸営業が所々に散見せられるようになった。そこでその俣^ま放置^までせず、取りあえず戦前の県令（風俗に関する各種取締規則）を適用して取締りを実施してきた。ところが、住民の経済生活の安定と相俟って米軍軍属等の住民地域への自由出入開放等により、この種の営業が急激に増加していったため、その取締りは旧県令では其の実情に副わない点が多々でてきた。そこで風俗営業取締法案を作成したが、1952年8月立法第18号で風俗営業取締法が公布施行されるに至った。

（琉球警察本部警務課編『琉球警察史料 第一集』、81頁）

ここに述べられた風俗営業取締法の第1条で、風俗営業に該当する営業は、以下のように規定された。すなわち、

- 一 料理店、カフェーその他客席で客の接待をして客に遊興又は飲食をさせる営業
- 二 キャバレー、ダンスホールその他設備を設けて客にダンスをさせる営業
- 三 玉突場、まあじやん屋その他設備を設けて客に射幸心をそそる虞のある遊戯をさせる営業

さらに、「風俗営業取締法施行規則」（規則第17号、1952年9月22日）を参照して、これらの「風俗営業」のなかから、第1条第1号の営業内容を抜き出すと、以下のようなになる。

- ①料理店 客を接待し遊興又は飲食させるもの。
- ②カフェー 主として洋風設備の客席で客を接待し遊興又は飲食させるもの。

③小料理店 前各号に該当しないで客を接待し飲食させるもの。

実のところ、オリジナルの「風俗営業取締法」ならびに「風俗営業取締法施行規則」では、「料亭」の種別はなく、代わりに「料理店」が挙げられている。ところが、1955年11月に「風俗営業取締法施行規則」の「全部」が「改正」されるにいたり、第1条第1号に属する営業内容は、あらためて次のように定められたのだった。すなわち、

- イ 料亭 主として和風設備の客席で、婦女が接待をして客に遊興又は飲食させるもの。
- ロ カフェー 主として洋風設備の客席で、婦女が接待をして客に遊興又は飲食させるもの。
- ハ 小料理店 前各号に該当しないで、婦女が接待をして客に飲食させるもの。

こうして、「料理店」に代わる法律用語として「料亭」が登場してきたのである。「風俗営業取締法」の「料理店」が「料亭」にあらためられたのは、なぜか「風俗営業取締法施行規則」が「改正」された翌年の1956年6月のことであった²⁾。おそらく、すでに登場していた店舗が「料理店」ではなく「料亭」を名乗っており、そうした実態を反映させるべく、事後的に位置づけなおされたものと思われる。

琉球政府行政主席官房情報課編『琉球要覧 1957年版』によると、戦後の「風俗営業」は、「終戦当時皆無の状態」であったものの、社会が落ち着くにしたがって「増加の一途をたどり」、戦前の概況(1935年)——貸座敷267、料理屋103、カフェー12——と比較しても、著しく増加していた。

以下では、まず「風俗をみだすおそれのある諸営業が所々に散見せられるようになった」という1949年の状況を次章で検討し、その上で《辻新町》な

らびに《泉町》の形成過程を明らかにする。

II. 歓楽街の設置問題

(1) 遊興空間の復活と「囲い込み」をめぐる賛否両論

1949年の夏、ようやくにして都市の再建ないし形成がはじまりつつあった沖縄で、世間の耳目をひく問題が勃発していた。それは、官民の間で激しく議論が戦わされた、「歓楽街」の設置問題にほかならない。

当時の社会状況を知るうえで、次のような新聞報道が参考になる。

世がおさまるにつれて、遊び、を求めるのは、人の世のつねか。混沌として明日をも知らぬその日暮らしの苦境を脱し、世事万端やや華美に流れんとする今日、遊び場の復活は目ざましく、戦前の域を凌ぐ盛況振り。紅灯きらめく、くるわ、はないが、実相は辻も顔負けのえん然猛烈さである。この事実は、特に国際色を帯びたがために、戦前とは百八十度の転回を見せて世人の前にクローズアップされ、桃色街道を闊歩する彼女達を野放図に放飼いにするか、それとも一定の地域を設けて籠の中に押し込むかの問題が表面化して来た。人権の建前から、敗戦と共に公娼は自然消滅の道をたどつて来た〔ものの〕、色街が再建問題をめぐつて公然人の口の端に上り、民政府の政策として取り挙げられたところに「沖縄における色街」の特異性が存在する。 (『うるま新報』1949年9月27日)

当時はまだ紅灯きらめく遊廓は復活していなかったものの、実態としては戦前の遊廓《辻》をもしのぐ「遊び場」が登場するとともに、「桃色街道を闊歩」する女性たち——いわゆる街娼（パンパン）——の存在が問題化していた。そして、料理屋や街娼を取り締まるために、「一定の地域」に限って営業を許可するかどうか、つまり「色街の再建」が沖縄民政府の政策とし

て議論されていたのである。

たとえば、「娯楽地帯……早目に設置」と題された記事で、この問題は次のように報道されている。

戦後激増の傾向にある性病の予防・防圧の点から、また風紀上の見地から、ダンスホールその他慰安娯楽場設置の必要が民政議会その他各方面から議論され、特に大宜見公衆衛生部長は性病の完封にはこれあるのみと構想を練り、警察部とも寄々協議を進めている。

(『うるま新報』1949年8月30日)

軍政府側からも、「ダンスホールといふ名前の一部公衆営業所を軍人の慰安機関として設立して貰い度い」という要請が知事に対して行なわれていたというので(『沖縄タイムス』1949年9月1日)、性病予防や風紀上の観点からという理由はともかく、着想それ自体は、あるいは軍政府から出てきたものなのかもしれない。

この問題が論議を呼んだのは、「『歓楽街もくろむ／一地域にかこみ検ばい強化』……〔性病を伝播させやすいと目される〕業者を一地域に集めて所謂歓楽街を構成させ検査による撲滅の方針がとられるのではないかと見られている」(『沖縄タイムス』1949年8月28)とも報じられたごとく、設置が目論まれた「歓楽街」には、「検査」を義務づける方針が盛り込まれていたからであった。「検査」とは、性感染症(性病)検査の一種にほかならない。つまり、「歓楽街」の設置は、買売春が行なわれることを前提に検討されていたことになる。

この構想に対して、当初、民政府側の関係者は、次のように賛意を表明していた(『うるま新報』1949年8月30日)。

・知事——「慰安娯楽場の設置は公衆衛生部と警察部の方で研究を進めて

いるが弊害のないように設置場所の選定なども早目に決めたい」。

- ・公衆衛生部長——「性病の完封にはこれあるのみ」(談話)。
- ・警察部長——「問題は性病の予防と風紀上の観点から論ぜられるもので、沖縄住民の要望なら郊外にでも設置し度い。何らの弊害も伴わなければ早目に設置してもよいと思つている」。
- ・文教部長——「社会情勢の現状に即応する緊急措置としての特殊地域設定は青少年の教育上並に一般の風紀上からも必要だが、恒久的に設置することには賛成出来ない」。

この動きに前後して、民間からも同様の構想が表明されたことには注意しておきたい。すなわち、新聞報道では「この種〔の〕娯楽機関の設置に付いては男性は殆んど賛成、婦人側には異論がある」という一般論があるなかで(『うるま新報』1949年8月30日)³⁾、次のような意見もみられたのである。

真和志村婦人会——「料理屋は特殊地帯へ」「料理屋等の特殊地域設立」
善悪のけじめのつかない幼児や学童たちが最近村内料理屋に於けるワイセツ行為のまねごとをしている向もあるので、寄宮区の婦人会から緊急動議としてその善処方を提出したが、これは子弟の風教上由々しき問題でもあるので、連合婦人會にも訴えて全沖縄婦人の一大運動として料理屋を一か所にまとめて特殊地域を設定してもらおうとおち着いた〔。〕

(『うるま新報』1949年8月26日)

このように真和志村の婦人會は、軍・官に迎合するかのごとく、料理屋を生活圏から排除し、郊外に「特殊地域」を設けて隔離することを提言したのだった。また、時期はやや遅れるが、那覇市婦人會の意向も、次のように伝えられている。

「『歓楽街、近郊へ 那覇市婦人会は乗り気』 歓楽街の設置は賛否両論各方面に話題を賑わしているが婦連の断然反対の態度に対し那覇市婦人会は一寸立場を異にし衛生上の見地、風紀問題それに都市発展の方策をも考慮に入れて那覇市近郊に是非設置したいとの意向であり近く評議員が協議の上態度を決定することになった〔。〕 (『うるま新報』1949年9月16日)

真和志村の婦人会と同様、ここでも近郊への囲い込みを後押しする意向が表明されていた。したがって、単純に男性は賛成、女性は反対と対立させて一般化することなどできないわけで、設置の賛否を性差から捉える説明には無理があるように思われる。

(2) 具体案の発表

そして、以上の一連の議論は、次のような具体策の発表に帰結する。

「歓楽街五カ所に設置 警察部が具体案提出」 米軍人の強姦、殺人、傷害、放火はすべて男女問題に原因しており、これを解決するには慰安施設の設置が先決問題であると、警察部では米軍人の慰安を兼ねたダンスホール設置の具体案を作成、近く軍保安部に提出するが、それによると那覇、石川、前原、コザの4カ所に歓楽街を設立し、警察は営業取締並監督、公衆衛生部は毎週一回ダンサーの検診に当り、夏の営業時間は夜の十一時冬は十時までとなつている〔。〕 (『沖縄タイムス』1949年9月22日)

軍政府側の要請を踏まえて、那覇・石川・前原・コザの4カ所に、慰安施設(ダンスホール)を設置するというのである——ただし、5カ所のうち残りの1カ所は不明。

だが、それが単体の施設=ダンスホールならばともかく、「歓楽街」というからには、一定程度の拡がりを有する街区として構想されていた可能性を

否定できない。しかも週一回の割合で「ダンスの検診」を行なう、つまり性病検査が義務付けられようとしていたところを見ると、少なくとも民政府側の認識としては買売春を前提とした娯楽施設であったとみて間違いあるまい。

この具体案の発表がきっかけとなって、「検査」をともなう「歓楽街」の設置に対しては、当然のことながら再度、各方面から議論が巻き起こる。たとえば、人民党代表の瀬長亀次郎は「ダンス・ホールとは一応表面的には聞〔こ〕えはいゝが〔、〕しかし検査制をとり入れているから〔に〕は歓楽街ではなく売春街だ」と喝破し、「人権擁護」の観点から「絶対反対」の立場を表明した（『沖縄タイムス』1949年10月1日）。これに対し、「城間越来村長・糸数胡差署長らは中部地区の惨状を例に上げて青少年の墮落、住民の危難防止の方策として、散在する売春婦を一画に集め、社会の安寧を保持する防壁たらしめよと設置論を強調」したという（『うるま新報』1949年10月4日）——後述するが、前者が（実態はともかく）ダンスホールという単体の風俗営業を批判したのに対し、後者は「売春婦」を集める「一画」、すなわちある程度の拡がりをもつ場所を想定したこと示される議論の方向性のズレに注意されたい。

また（必ずしも一枚岩であったとは思われない）婦人連合会からは、「奴隷制度の再現」、歓楽街を設置したところで「私娼」は減少しない、「健全な家庭生活」ならびに「子女の教育に支障」をきたす、さらには「民主主義に反し民族の恥辱を招く」などの理由から、「歓楽街設置問題については徹頭徹尾反対を表明」し、あわせて「軍民協力のもとに売春行為を嚴重に取締り」、授産場を設置するなどして、旅館・飲食店その他の「あいまい屋など」に従業する女性を「正業に就かしめ生活の安定を計」れるようにすべきだ、との要望が出された（『うるま新報』1949年10月7日、11月15日）。

このように議論がまびすしいさなか、ある人物が登場したことによって、「歓楽街」の設置をめぐる問題は思わぬ方向へと転じてゆく。

(3) シーツ長官とビジネス・センター構想

中華人民共和国が成立した1949年10月1日、琉球列島米軍政府の長官に J・R・シーツ陸軍少将が就任する。在任期間は翌1950年の7月末までと短いものの、その人柄も含め、彼の施政は当初から好意的に受け止められていたようだ。ところが、就任早々に打ち出されたとある構想によって、思わぬ波紋をひろげることとなる。

就任から2カ月後の12月1日、首里・那覇方面を巡視していたシーツが、突然、民政府に立ち寄り、志喜屋知事らと会談、建物の屋上から旧那覇市街を展望しつつ、東町・西新町・上之倉など、戦前の中心地を指さしながら「将来は元のように立派な商店街にしたい」と語り、都市計画の必要性を説いたという。

シーツの一連の行動と発言の要旨は、翌日の新聞紙上で「那覇をビジネスセンターに」という見出しのもとでつぶさに報じられた。そして、この「ビジネスセンター」構想が、ちまたでさまざまな憶測を呼び、軍政府はその火消しに追われるところとなるのである。

そうした事態を端的に示しているのが、次の記事だ。

米人と沖縄人との明るく正しい健全な取引場所であり、娯楽場所であるべきビジネスセンター設置問題が軍よりの指示を売春街の再現であるとの曲解から、いわゆる歓楽街反対云々の討論会にまで発展したが、昨日の議会での知事談によると、去る会談で軍政長官は知事に対し「ビジネスセンターとはどの文明国にもある明るい娯楽場所であるが、那覇方面で恰も辻遊廓の再現の如く曲解し、反対氣勢をあげている動きがあるとのことであるが、誠に遺憾である」旨を伝達されたそうであるが、軍では従前の誤った観念を一掃し、予ねて越來村から申請中のビジネスセンターをこの程発足させることになった。(『うるま新報』1949年12月9日)

この記事によれば、シーツ長官が「米人と沖縄人との明るく正しい健全な取引場所」ないし「娯楽場所」として構想した「ビジネスセンター」が、「売春街」——すなわち、かつての辻遊廓——を再興させるものとみなされ、那覇を中心に反対運動が盛り上がりをもせたという。おそらく12月2日の報道をきっかけに、「ビジネスセンター＝売春街」説が流布されたのだろう。

いまいちど繰り返すならば、シーツが長官の任に就いたのは10月1日である。そして、前節で整理したように、「売春街」といっても過言ではない「歓楽街」の設置をめぐることは、すでに8月末から問題が表面化していた。つまり、くすぶりつづけていた歓楽街設置の問題が下地となり、就任早々に打ち出された「ビジネスセンター」構想が、この問題と偶発的に節合された——軍政府の視点に立つなら、「曲解」された——らしいのだ。ただし8月の段階で、軍からの要請という報道もあったわけであるから、誤解される素地は十分にできあがっていたのだろう。

それに対してシーツならびに軍政府は、「売春街」説を強く否定するとともに、越来村へのビジネスセンター設置を一方向的に決定したのだった。一週間前の段階では、那覇の一部をビジネスセンター（＝商業地区）として再建する構想が、世間では「売春街」を建設するものとして理解され、しかも反対運動までもが起ったために、軍側は対象地区を中部の越来村へと変更したのである。特定の用途を想定した地区を新たに開発するということになれば、予算や土地利用の面で軍政府の協力を欠くことはできないはずで、この変更は明らかに那覇市に対する報復的な措置であったといつてよい。

越来村では1950年1月にビジネスセンターの「都市計画図」を完成させるとともに、土地の開放が実現をみた4月以降は、実際の開発（土地区画整理事業）が進められていく。この点に関しては、別稿で詳細に検討しているので（加藤政洋「ビジネスセンター構想と《八重島》」）、そちらを参照されたい。

年末に政党の代表者と会談したシーツは、「多少の歓楽施設を含んでいるにせよ、〔ビジネスセンターは〕単なる商店街であって公娼施設と解するのは間違っている」と指摘し、この談話が新聞紙上に掲載されたことで、いくぶん錯綜、混乱したかにみえる一連の「歓楽街設置」問題は一応の終息をみた。けれども、ここで重要なのは、あたかもこの報道が一連の騒動の結末のように見えてしまうことだ。世間の目が越来村の「ビジネスセンター開発」一点に集まるなかで、警察部の提案にもとづく那覇・石川・前原・コザの4ヵ所に「歓楽街」を設置するという計画は、まるで忘却されてしまったかのように報道されなくなり、賛意を表明した側も、反対運動を推し進めた側の動向も、まったく把握することができないのである。

ところが、拙稿で論じたように、越来村のビジネスセンターの開発のかげでは、《八重島》に料亭街が誕生していた。そればかりではない。小禄の《辻新町》、真栄原の《新町》、さらには城間の《泉町》など、後に社交街(料亭街)として知られるところとなる街区が、この時期に相次いで成立していたのである。筆者のみたところ、これら社交街の成立は、いずれも1949年後半の「歓楽街設置問題」との関わりを抜きにして語ることはできないものではない。より直截的に述べるならば、この問題の現実的かつ想像的な帰結、それが後に売春街としてひろく認識される街区の相次ぐ誕生であったと言えはしまいか。

次章以降では、このうち《辻新町》と《泉町》の成立過程を検討することで、「歓楽街」設置問題の帰結を明らかにしてみたいと思う。

Ⅲ. 《辻新町》の料亭街

(1) 開発の経緯

1949年8月以降に沸き起こった歓楽街の設置問題。拙稿で検証したように、その帰結のひとつが、コザのビジネスセンターであり、《八重島》の開

発であった。新聞報道をみるかぎり、ほかの地域に歓楽街がおおやけに設置されたことはなく、この問題は人びとの記憶からも消えつつあったのである。

けれども事實は、歓楽街設置問題が世間を騒然とさせ、そしてビジネスセンター構想がコザで具体化していくあいだに、秘密裡とまでは言えないまでも、ひっそりと、しかしながら計画的に複数の歓楽街が創出されていたのだった。すなわち、そのひとつが（後に那覇市に合併される）小禄村の軍用地と接する土地に建設された、その名も「新辻（ニューツジ）」ないし《辻新町》と称される歓楽街である。現在も、「新町」として知られている場所だ。

小禄村誌発行委員会『小禄村誌』によれば、《辻》を含む旧那覇市への立ち入りがいまだ認められていなかった1950年2月、それまで禁止されていた軍施設から1マイル以内の建築規制が緩和されたことから小禄村では市街地の形成が進み、商業活動も活発化しはじめた。ところが、それに合わせて米兵も出入りするようになり、彼らを「相手とする女性がたむろしはじめた」ほか、犯罪も多発した。これを受けて、以下のような議論がなされたというのである。

従って、風紀面といい、社会秩序や治安対策上も大きな問題となり、子供たちの教育上も好ましくない事態となったため、その解決策として、米軍基地を抱える他の町村に習って、小禄村でも「新町（正しくは新辻町）」を建設し、犯罪の多発を防止しようじゃないか……との話し合いが、有志間で持ち上がった。

時に、米兵を相手とする遊興街（基地の町）が、ホワイト・ビーチ近くの勝連村「松島」と宜野湾の「真栄原」に出来ていたので、小禄村でもこうした特殊地帯を設けるべく請負業者を募り、道路をつくるために小禄村から補助金も交付されたのである。

こうして、村から補助金まで得て道路を敷設、65軒分の区画整理を行ない、

1950年10月には早くも建物の建築に着手した。しかしながら、数軒の建物ができあがったところで村長・組合長に対し、米軍から軍用地内に許可なく建設することはまかりならぬという横やりが入ったという。そこで村側は、

現在のところ、この一帯は軍用地とはいえ金網外に赤戦を引^{ママ}いただけであり、米軍は全く使用していない状態にある。それに、工事を進めているのは米軍人の慰安施設のためであり、これによって米兵が民家に侵入して迷惑をかけるような不穏な事態もなくなり、いろいろなトラブルも起こらなくなるでしょう。これ以上、村民が被害をうけることがないよう、お互い協力し譲り合っ^{ママ}てこそ米琉親善をはかることが出来るのではないのでしょうか〔。〕

と述べて米軍側と折衝し、結果的に建設の再開が認められたのだった。

勝連村「松島」や宜野湾の「真栄原」を参考に建設計画を立てたというのだが、以上の一連の記述はどうも後付けの感が否めない。というのも、真栄原に「新町」と称される料亭街が誕生したのは1951年のことであり(『市報宜野湾』第110号、1969年)、小禄村で新町の建設が開始された1950年10月の段階では、まだ存在していなかったからだ。また、「米軍人の慰安施設」、あるいは「米兵の民家侵入」や「米琉親善」といった言い回しは、まさに歓楽街設置問題のなかで飛び交った文言である。つまり、《辻新町》の建設を偶然に起こった局所的な出来事とみなすよりは、1949年夏以降の「歓楽街設置」問題ならびに基地周辺の土地開放という地理歴史的な文脈のなかで捉えなおす方が辻褄が合うのであって、この地に実際に歓楽街が誕生したことは、《八重島》の成立と同様、1949年問題の帰結のひとつと考えるべきであろう。

(2) 料亭街としての《辻新町》

その後、建設の再開が遅れたためであろうか。『小禄村誌』によれば、完

成したのは1951年11月であったとされている。だが、この記述にも疑問が残る。なぜなら、1952年8月13日付の『沖縄タイムス』の記事に「私の名はニュー辻町」「罷り出た歓楽街」「第一次計画で六十軒を完成」と、建築途中の料亭の写真付きで報じられているからだ。

既報——小禄村は上原〔宇栄原〕の新名所？『ニューツジ』または『辻新町』〔。〕この料亭街は、第一次計画の六十棟中既に約二十棟余りが八分通り完成した。ちかく営業免許がおりしだい花やかに開店の運びとなつていますが、従来の料亭と違うところはどの店にもダンスホールが備えつけてあり。周囲にソファ等を置いて電蓄から流れるメロデーをき、ながら呑み、かつ踊るといつた新しい仕組。別に畳座敷もあつて上目党のチビリチビリといつた情緒も逃がさぬとあるからこれは正しくカフェー。バー。往年の辻と三つをカクテルにしたようなものが生れるらしい。

建築も各経営主達が派手に派手にと競い合い、その向きで設計も次ぎ次ぎに出来上る。こういつた設備の点から見てもニュー辻は沖縄一の歓楽街になりましようかと赤嶺組合長は語つている〔。〕

○…営業免許申請につけて出した楼名には『玉の家』『松の家』『若松』『ときわ』『初音』等昔ながらの名も多いが流石に戦後派的なものだけに『メトロ』『オアシス』『ロマンス』『ビイナス』等もある。部落から離れ淋しい虫の音や蛙の声しかキカレなかつた原野にこつぜんと絃歌やジャズの狂う不夜城が出来るとは、やはり御時世という外ない。

このように、まさに生まれ出んとする「辻新町」の異色さが伝えられているところをみると、この街の成立は1952年後半と考えるべきであろう。また、『小禄村誌』では正式名称を「新辻町」としていたが、この記事に掲載された看板の写真には、「辻新町」とある（図1）。現在の「新町」という呼称は、おそらくここから「辻」が抜け落ちて定着したのではないだろうか。



図1 《辻新町》の看板
 (『沖縄タイムス』1952年8月13日より作成)

ただし、「新辻町」も使われていたようなので、この町に「正式」という言い方はそぐわないのかもしれない。

この記事で興味を持たれるのは、料亭の建築様式である。すなわち、「どの店にもダンスホールが備えつけ」られていたという点は、戦前日本の遊廓には見られた様式であるものの、おそらく《辻》にはなかったはずだ。しかも、ダンスホールは、1949年後半に問題化した「歓楽街」の設置をめぐる議論のなかでひとつのキーワードであった。また、この後、本家本元の《辻》に登場してくる大料亭「松の下」にも、ダンスホールが併設されていた。

このような建築様式ひとつ取っても、基地周辺という立地条件のみならず、1949年の問題との関わりを想起せざるを得ないのである。

IV. 《泉町》の料亭街

(1) 軍道1号線の一角に

1951年末、那覇に隣接する浦添村(現・浦添市)の外れに、風俗営業者ば

かりのあつまる街区が、ひっそりと誕生していた（1950年という説もある）。軍道1号線（現・国道58号線）をはさんで米軍基地（現・キャンプキンザー）と向かい合うように、けれども1号線からは逸れて、いくぶん奥まった起伏のある土地を開発した一角。隠れこもるような立地とその形姿は、まさに遊廓や花街の立地形態を指して言うところの「一廓」と呼ぶにふさわしい。それは、浦添村城間区ぐすくまの十五班、後に「泉町」としてその名を全島に知れわたらせる料亭街であった。

当時、基地に隣接して急速に形成された屋富祖から城間にかけての市街地では、米軍関係者を相手とする多数の飲食店が営業していた。その業者たちみずからが、真偽はともかく「環境の浄化」をはかるべく、既成市街地から「相当離れた原野につくったのがこの街」であるという（『琉球新報』1959年7月10日）。

必然、成立当初は外国人ばかりを相手とするバー街であったものの、断続的にオフリミットが出されるなか、最終的には1954年7月15日に米軍関係者の立ち入りが禁じられたことをもって、全戸が料亭に営業を切り替えることになる。先ほど引用した『琉球新報』の記事によれば、当時、営業者22軒（従業者約150人）のすべてが、「沖縄人相手の料亭」であった。

当時の組合長K氏は、

こちらは沖縄人相手の料亭街で、外人客などめったにありません。付近に外人商社があるのでその従業員たちの宴会の場合、外人も一緒になる位で、沖縄人相手の方は利益も少ないが、着実に明かるくみなが来やすい街にしたいと思います。

と述べている。業態の転換は完璧に実施されていたわけだ。

泉町料亭街の成り立ち、そしてその盛衰については、『城間字誌 第二巻「城間の歴史」』のなかで実にくわしく記録されている。たとえば、盛時の様

子は以下のとおり。

全て料亭でした。戦前の辻を模したと思われます、琉舞のサービス等もありました。三味線を弾いたり碁に興ずる客もいました。泊込んで泉町から出勤するサラリーマン達もいました。泉町は、浦添、沖縄の一流の社交場となりました。市内や浦添近郊の各職場は、「宴会は泉町で、1次会は職場でやっても2次会は泉町に流れる」といった具合でした。

かつての《辻》を模したという泉町料亭街。《辻》それ自体の復興にさきがけて、新しい遊興空間が基地の街に誕生していたのである。越來村の《八重島》、そして小禄の《辻新町》、さらには宜野湾の《新町》(真栄原社交街)と並ぶ、最初期の計画的な料亭街と言えるだろう。

(2) 料亭街の経営者

ところで、『城間字誌 第二巻』には、経営者たちの特徴にまつわるたいへん興味ぶかい記述がある。それは、料亭街の起ち上げに際して、中心的な役割を担った人物たちのなかに、奄美諸島の出身者が含まれていたということだ。その中心人物たちが「各地に散って飲食店を経営していた奄美出身者の人達に呼びかけた結果、数多くの奄美出身者が全島各地から、経営者として、従業員として次々に集まって来」たのだという。結果として、1958年11月現在、「二十四軒の料亭の内、実に十八軒が奄美出身者」で占められていたのだった。

さきほどの組合長K氏は、1953年の奄美諸島復帰にともない奄美へ引き上げた創設メンバーと入れ替わりに経営を開始し、軍政府・警察・保健所・税務署など関係諸機関との窓口として功績を残したという。その後、やはり奄美出身者のH氏を経営者のひとりとしてコザから迎えた1960年ごろが、「泉町の全盛時代」であった。

別のところで論じたように、米軍統治下の沖縄には数多くの奄美諸島出身者が流入していた（加藤政洋「米軍統治下における奄美－沖縄間の人口移動」）。『城間字誌 第二巻』によれば、彼ら彼女らの「上陸拠点は安謝港だったので、安謝、その近隣の浦添や那覇に奄美人が多数住むようになった」という。そして、米軍の占領・統治という特異な状況下で形成された労働市場に、奄美からの移入者たちは吸収されていく。

一九五〇年前後から始まった軍作業ブームで全島各地から牧港補給地区（現キャンプキンザー）周辺の牧港、城間からの勢理客、安謝に通じる一号線（現五八号線）沿いに全島から人々が集まったが、その中には多数の奄美人も含まれていました。奄美人の一部は軍作業へ行き、その大部分は警備員になったようです。軍作業に行かなかった一部の奄美人は城間大通りや中通りで飲食店を開きました。コザや小禄に行った人達もいます。これらの奄美人達が次々に泉町に集結しました。泉町の営業が落ち着いた頃から、奄美から呼び寄せられた人達もいたので、経営者とその家族、従業員をわせると二〇〇～三〇〇人は居ただろうと思われます。

前述した『琉球新報』（1959年7月10日）の記事の見出しは、「料亭街もピクニック／泉町／犯罪追放にも協力的」であった。記事中には、相互扶助色の濃い「^{もあい}模合」が行なわれていること、地区内で起こったタクシー強盗事件に際しては、「深夜にもかかわらず泉町の全区民は総出で警察に協力、中には畑の肥だめに落ちてまで犯人捜しに協力した」という「美談」のほか、「女給さんと家族の慰安日」にはそろってピクニックに行く計画などが紹介されている。そうした背景には、出自を同じくする者たちの同郷意識と紐帯があったにちがいない。



図2 《泉町》の立地と周辺環境

2万5千分の1地形図「大謝名」(1973年測量)より作成。

(3) 料亭街の景観

ここで3枚の図から、1970年前後の料亭街の風景を垣間見てみよう。まず図2の地形図には、西側の「米軍施設」、中央南部に市街地の北端が三角形をなして食い込んでいる城間地区、そして北東の「浦添市」という文字の周辺に形成された住宅地区に取り囲まれるように、「泉町」の文字を読み取ることができる(破線の内側に注目)。「泉町」は正式な町名でもなければ、住居表示でもない。あくまで社交街としての名称であるのだが、復帰後初の地形図にその名が採録されていることは、なんとも興味ぶかい事実である。ただし、「割烹ことぶき」の経営者は住所として「浦添村城間泉町」を記しているので、料亭街名が事実上の住居表示として定着していたのかもしれない。

国道58号線を起点に、「泉町」の文字の下側をゆるやかに南西方向へと伸びる街路、その道路を挟んで立地する建物群が料亭街である。道路に沿って規則正しく建ち並んだ形状、そして58号線からいくぶん奥まったところに位置する立地条件は、この地区が計画的に開発されたことを物語っている。建

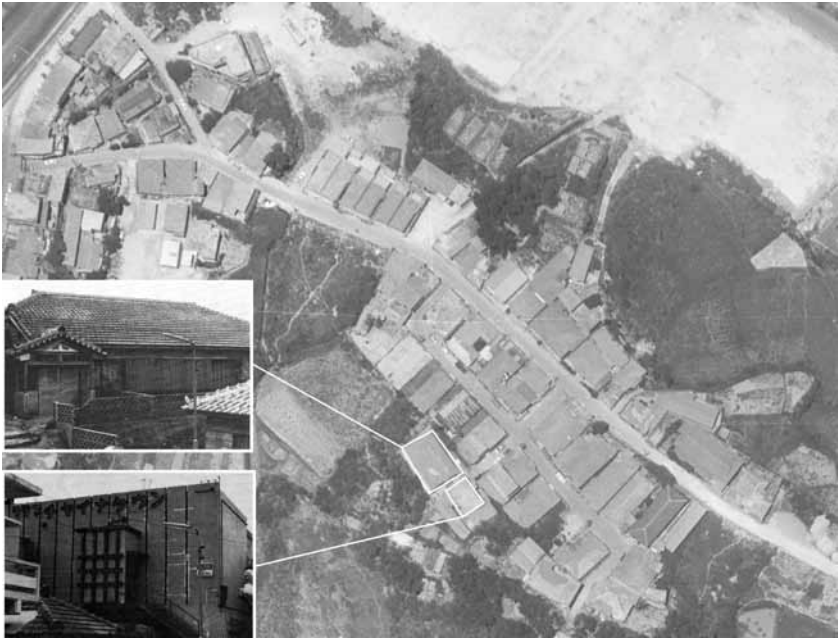


図3 《泉町》における建物の配置

琉球政府撮影空中写真(MOK701-C8-12 1970年撮影)

図中写真(上)：料亭大宝、同(下)クラブチャイナタウン(『新奄美大観』より転載)。

物の集合する地区を取り巻くように、「植生界」を示す点線の地図記号があり、周辺には畑地や荒れ地のほか、墓地の地図記号も見られる。城間の市街地とは隔絶された「原野」を切り開いて誕生したという草創期の語りを想起させる地景land-scapeであり、まさに一廓型の料亭街と呼ぶにふさわしい。

これら周辺環境は、図3にも見て取ることができる。

この空中写真からは、地形図以上に建物の密集の度合いが高い印象を受ける。個々の建物も、おもいのほか大きく、実際には建物が連担して街区を形成していると言ってよい。中心部の建物が集中している地区に目を向けると、北西に傾げた十字路の存在を見て取ることができる。この道路の存在は、《泉町》開発の計画性を表象していると言えよう。



図4 《泉町》における風俗営業の立地

『ゼンリンの住宅地図 浦添村'69』（沖縄住宅地図出版社、1969年）より作成。
風俗営業以外の業種については、修正を加えている。

また、国道58号線側の入り口は2カ所あり、道路はY字路をなしているが、図2の地形図からは読み取ることができない。また、Y字路の下側の起点を拡大してみたところ、『城間字誌 第二巻』に写真が掲載された「泉町社交街」のゲートとその影が確認された。業者の建物は奥まったところからはじまるものの、ゲートだけは58号線に面して遊客を招き入れていたわけだ。

また、図3の空中写真中に、『新奄美大観』（1970年）に掲載されていた二枚の写真を配しておいた。いずれも笠利町（奄美大島）出身のI氏の経営にかかる建物で、上が「料亭 大宝」のもの、そして下が「クラブ チャイナタウン」の全景である。高台に位置する瓦屋根の「大宝」は、なかなか立派な建物だったようだ。「大宝」に隣接する「チャイナタウン」も外見は豪壮で、大箱のクラブだったことがわかる。バーやクラブ、そして料亭とが混在する泉町の景観を、ひとりの経営者にかかるこの二つの建物が象徴するかのようだ。

そして、最後に図4は、1969年の住宅地図を一部修正したものである。これによれば、料亭22軒（うち「割亭」と誤記された割烹が3軒）、バー12軒、カフェー6軒、クラブ5軒、ホテル・旅館2軒となっている。このことから、1970年当時の泉町は、料亭を主力とする社交街であったことがわかる。沖縄全体の趨勢からすれば、料亭はすでに衰退期に入っていた頃のことであるから、他所ではあまり見られない事例と言えるかもしれない。

図3の空中写真でも建物を確認できる6棟（実際は7棟？）のカフェー（うち1軒はバー）は、料亭の集まる地区の入り口に事後的に形成されたのだろう。おそらく初期の料亭22軒は、南西方向に抜ける道路の南側に位置する十字路を中心に立地していたものと思われる。道路の北側にならぶ料亭や、十字をなす街路に面した建物背面に立地する料亭は、遅れて建設されたのではないだろうか。それら料亭のなかにバーやクラブが交じっているところを見ると、すでに業態の転換が進んでいたものと思われる。

VI. おわりに

以上、ここまで2つの事例を通じて、戦後沖縄における料亭街成立の経緯を検討してきたが、本論では取り上げることのできなかった、ある出来事について簡単に触れておくことにしたい。それは、1954年7月から実施されたオフリミットである。

たとえば、当初は「コザのセンターに張り合うほどの盛況を極め」、1953年半ばごろまで「ニュー・ツジ、新辻といえちよいと遊びに行ってみようか」と那覇周辺で噂にのぼるほどのにぎわいであったという《辻新町》も、この時のオフリミットによって30軒以上がばたばたとつぶれてしまい、1955年6月末に解除された頃には、すっかりと衰亡してしまっていた。

また、《泉町》については本論でも指摘したように、このオフリミットを期に、料亭街へと営業形態を切り替えていた。《辻新町》とは異なり、その後も客足は絶えることがなく、にぎわいを見せていたようであるが、それも1972年の復帰までのこと。同年5月15日の復帰に合わせて、本土で1958年から全面施行されていた「売春防止法」が適用されることとなり、「料亭としての営業に陰りが見え始め、営業形態も『バーやキャバレー』『民謡クラブ』へと変遷を始め」たのである。そして「一九八〇年代後半のバブル経済の崩壊と時を同じくして、潮が引くように泉町の衰退が始ま」ったのだった(前掲『城間字誌 第二巻])。

住宅地図を用いて追跡してみると、たしかに用途の転換が急速に進み、十字路付近の料亭は瞬く間に消滅している。2000年初頭まで存在したという「泉町社交街」のゲートも、いまはもう取り払われてない。起伏のある地形、1950年代に開発された街区のみが往時の雰囲気をかろうじて伝えているだけだ。

真栄原の《新町》については不明なものの、1954年のオフリミットは《八重島》に甚大な影響を及ぼし、《辻新町》と同様、客足は遠のくばかりで、

繁華街としてのお株は中心部に近いセンター通りなどに奪われていった。

このようにみえてくると、1949年の「歓楽街」設置計画の帰結と考えられる4つの料亭街のうち、少なくとも3つは、1954年のオフリミットのあおりを受けて、その業態を著しく変えていたことになる。この点も含め、1950年代前半の「売春取締」策については、いずれ稿を改めて検討することにした。

さて、本稿で得られた知見をあらためて整理するならば、以下の3点にまとめることができよう。

- 1) 《八重島》・《新町》・《泉町》・《辻新町》など、1950年を前後する時期に基地周辺に成立した料亭街は、1949年の歓楽街設置計画を経て、ある程度まで計画的に開発された場所であること。
- 2) 《八重島》の例と同様、《辻新町》の開発過程で米軍側との折衝が重ねられていたことから、歓楽街の建設それ自体を米軍側も黙認していたこと。
- 3) きわめて特異なかたちではあるけれども、《泉町》では奄美諸島出身者の集住が見られたこと。

以上の3点である。とりわけ、3)は本筋からはいくぶんずれるものの、「〔鹿児島で〕あからさまな蔑視にさらされた島人〔＝「奄美出身者」〕たちは、弱小動物が寄り合って群れをなすように、いつのまにか「大島町」〔＝集住地区〕を形成していった」のに対して、「奄美出身者が、沖縄で「大島町」〔＝集住地区〕をつくらなかった」とされていることを考えれば（中村喬次「沖縄のなかの奄美出身者の歴史」、147頁）、たいへん興味を持たれる事例となる。はたして、このような分業ないし居住分化は他にも見られたのだろうか。今後の課題としなければならない。

主な引用・参考文献

- 沖縄県島政府統計課編『沖縄群島要覧 一九五〇年版』琉球文教図書、1952年。
- 小禄村誌発刊委員会『小禄村誌』小禄村誌発刊委員会、1992年。
- 加藤政洋『那覇 戦後の都市復興と歓楽街』フォレスト、2011年。
- 加藤政洋「米軍統治下における奄美－沖縄間の人口移動」『立命館地理学』第24号、1-17頁、2012年。
- 加藤政洋「ビジネスセンター構想と《八重島》」『KOZA BUNKA BOX』第8号、40-53頁、2012年。
- 宜野湾市商工会『宜野湾市商工名鑑 1966年版』宜野湾市商工会議所、1966年。
- 城間字誌編集委員会編『城間字誌 第二巻「城間の歴史」』浦添市城間自治会、2003年。
- 中村喬次「沖縄のなかの奄美出身者の歴史」、新沖縄文学41、1979年。
- 琉球警察本部警務課編『琉球警察史料 第一集』琉球政府警察局、1962年。
- 琉球政府行政庁官房情報課編『琉球要覧 1957年版』琉球政府、1957年。

注

- 1) なお、2010年7月、県警と宜野湾市が進める「浄化作戦」によって、「真栄原社交街」の看板が撤去されたことで、「壊滅状態」となった（『沖縄タイムス』2010年7月2日）。さらに、2011年1月19日、「真栄原社交街（通称・新町）の店舗で不特定多数の男性客を勧誘し従業員に売春させたとして」、経営者の女性が逮捕されたことで、捜査当局は「『今回の逮捕で新町の風俗店は、ほぼ壊滅状態になった』との認識を示した」という（『沖縄タイムス』2011年1月20日）。
- 2) なお、同年7月には「風俗営業取締法施行規則」の「一部」が「改正」されて、「ハ小料理店」は「和風洋風の設備を問わず客席で女性が接待をして単に客に飲食させるもの」と位置づけなおされている。
- 3) 事実、「歓楽街の問題」に関して「婦連は反対！」と報じた『沖縄タイムス』（1949年9月20日）の記事のとなりには、青年連合会が設置に賛成することで意見が一致したとある。